

相続・贈与にかかる税制 ここが変わる！

2019年度の税制改正では、個人事業者の事業承継に対する支援として相続税・納税猶予制度が創設されました。そのほかにも、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象範囲の見直し、民法（相続関係）の改正による配偶者居住権が新設されるなど、大きな改正がありました。本研修ではこれらについてわかりやすく解説いたします。

セミナー案内

日時

2019年10月16日(水)14:00~15:30

場所

公益社団法人 南納税協会 3階 会議室
大阪府中央区谷町7-5-22

講師

税理士 岡本 武久 氏

主催

公益社団法人 南納税協会

定員

40名(先着順)

TEL 06-6762-2457

FAX 06-6762-5015



参加費

会 員 無 料
他協会 2,000円
一 般 3,000円

◆参加者には小冊子「相続贈与の税金」を進呈いたします。

※お手数ですが、下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

◇ 相続・贈与にかかる税制改正 申込書 ◇

公益社団法人

南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

※ご記入頂いた個人情報は、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

○をご記入ください

・会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住 所	〒	TEL	
		FAX	